

須坂市一般廃棄物処理基本計画

中間見直し

2026年3月

長野県 須坂市

目次

	ページ
第1部 総論	
第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	
3 計画の期間と範囲	
第2章 当市の概況	
1 位置と沿革	4
2 地形	
3 気候	
4 土地利用	5
5 人口	
6 産業	6
第2部 ごみ処理基本計画	
第1章 ごみ処理の現状と課題	
1 ごみの分別区分と処理	7
2 ごみの排出状況	10
3 ごみ処理施設の状況	11
4 ごみ処理の経費	13
5 関係条例等	
6 前計画の数値目標の達成状況	14
7 ごみ処理の課題	15
第2章 ごみ処理の目標と施策	
1 ごみ処理の基本方針	17
2 将来人口推計	
3 ごみ処理の目標値	
4 ごみ処理の施策	19
第3部 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理基本計画の基本的事項	
1 基本方針	25
2 本計画の期間	26
3 本計画の位置付け	
第2章 生活排水処理の現状と課題	
1 生活排水処理の現状	27
2 生活排水の処理主体	29
3 収集・運搬	
4 中間処理	
5 最終処分	30
6 生活排水処理の課題	
第3章 生活排水処理基本計画	
1 生活排水の処理計画	31
2 し尿・汚泥処理計画	33
3 その他	34

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市における一般廃棄物処理に係る基本的な事項を定める計画です。

2 計画の位置付け

廃棄物処理法第6条第1項、同法施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定める基本計画であり、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画から構成されます。

また、須坂市総合計画、須坂市環境基本計画などの本市上位計画のほか、国や県の計画等を踏まえて策定します。

なお、本計画実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画は、年度ごとに定めます。

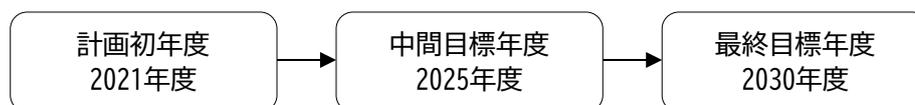
本計画と他の法令等の関係を 図1-1-2 に示します。また、各法令等の概要について 表1-1-2 に示します。

3 計画の期間と範囲

(1) 計画期間

2011年度に策定した「須坂市一般廃棄物処理基本計画」が2020年度で満了を迎えることから、新たに計画を策定します。

第六次須坂市総合計画、第三次環境基本計画に合わせ、2021年度から2030年度までの10年計画とし、中間年に見直しをするほか、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合などに、必要に応じて見直しを行います。



(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、須坂市全域を対象とします。

(3) 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、本市から発生するごみ（産業廃棄物を除く）及び生活排水とします。

対象の範囲を 図1-1-3-(3) に示します。

図1-1-2

計画の位置付け

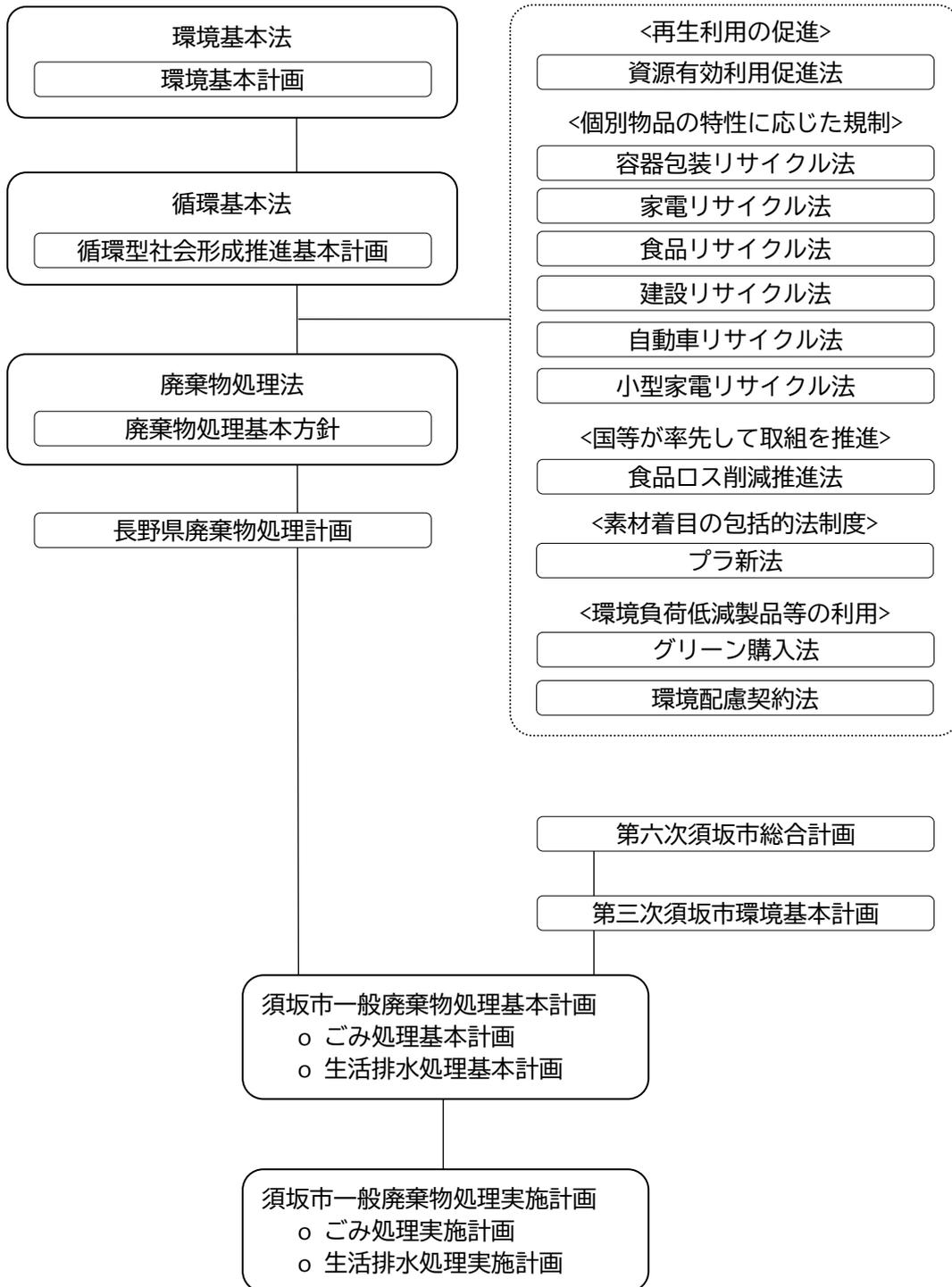


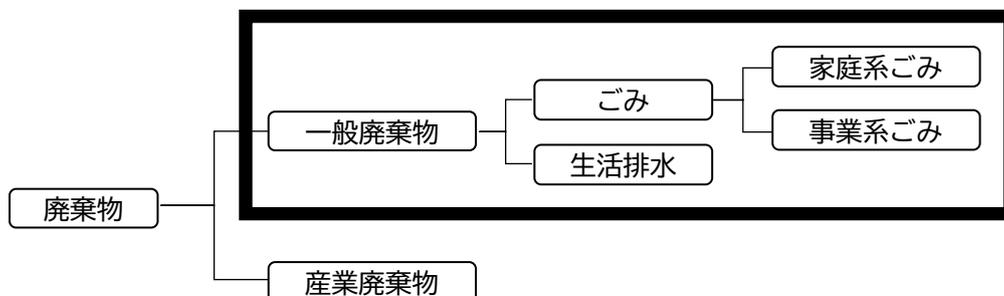
表1-1-2

本計画に係る法令等

法令の名称	概要
環境基本法	健康で文化的な生活を確保するため、環境保全の基本理念を定め、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進
循環型社会形成推進基本法 (循環基本法)	廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用、適正な処分が確保され、天然資源の消費を抑制するための基本原則を規定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための廃棄物の適正な処理を規定
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	資源の有効利用等を図るため、事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、再利用を促進
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	容器包装廃棄物の排出の抑制並びに分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	家電製品の製造・販売事業者等に製品の回収、リサイクル等を義務付け、家電の再商品化を促進
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再利用を促進
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	建設工事の受注者等に特定の建設廃棄物のリサイクル等を義務付け、建設工事に係る資材の有効利用及び廃棄物の適正な処理を促進
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の適正処理とリサイクルを促進
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものを回収、再資源化を促進
食品ロスの削減の推進に関する法律 (食品ロス削減推進法)	食品ロスの削減を図るため、国等の責務を定めるとともに施策の基本となる事項を定め削減を促進
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (プラ新法)	プラスチック使用製品の設計から処理までのライフサイクルに関わるあらゆる主体における資源循環の取組を促進
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	環境物品等への需要の転換を図るため、国等の機関や地方公共団体、事業者・国民に環境を考慮して製品やサービスを選ぶよう促進
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (環境配慮契約法)	価格だけでなく、環境への負荷を低減する製品やサービスを提供する者との契約をするよう促進

図1-1-3-(3)

計画対象廃棄物（太枠内が計画対象範囲）



第2章 当市の概況

1 位置と沿革

本市は長野県の北東部に位置し、西は長野市、南は長野市若穂地区と上田市、北は小布施町、北から東にかけては高山村及び群馬県嬭恋村に接しています。

昭和29年4月に市制をしき、翌年に井上・高甫村を編入、昭和46年に東村を編入して現市域を形成し、現在、人口約4万9千人となっています。

2 地形

本市は、東西約16.4km、南北約16.7kmにわたっており、総面積は149.67km²で、大きく山地、扇状地、沖積地に分かれています。

東部は、土鍋山、破風高原から県境を南に連ねる四阿山や菅平高原を背にし、これら急峻な山地から流れ出る河川が流下して、扇状地を形成しています。また、千曲川と接する西部の平坦地は、千曲川の氾濫によって形成された沖積地からなっています。

3 気候

本市は、典型的な内陸性気候の特徴を示す地域で、湿度が低く気温の日較差・年較差が大きい地域です。年間降水量は、全国的にみると降水量の少ない地域となっています。気象の状況を表1-2-3に示します。

表1-2-3 気象の状況 資料：須坂市の統計

年次	気温 (°C)			日照時間 (時間)	降水量 (mm)
	最高	最低	平均		
2019年	36.5	－ 9.5	12.9	1,976.8	1,023
2020年	37.2	－ 8.8	13.1	1,949.1	841
2021年	37.3	－ 8.0	12.9	2,080.1	936
2022年	36.6	－10.4	12.7	2,041.3	837
2023年	36.8	－11.6	13.6	2,235.8	739
2023年 1月	11.3	－11.6	－0.1	152.8	26
2月	16.5	－ 7.7	1.0	139.3	13
3月	24.7	－ 3.0	8.3	215.4	53
4月	27.3	0.2	12.0	223.0	49
5月	34.1	4.2	16.3	234.2	110
6月	31.3	9.6	21.0	172.6	142
7月	36.2	18.1	25.9	206.5	101
8月	36.8	19.7	28.2	254.2	75
9月	36.0	12.7	24.5	159.3	60
10月	25.4	4.2	14.1	184.4	43
11月	24.5	－ 0.8	8.8	160.3	41
12月	17.4	－ 4.8	3.6	133.8	26

4 土地利用

本市の土地利用の状況は、その他を除くと山林が最も多く、次いで畑、宅地となっており、宅地面積については増加傾向にあります。土地の種類と面積を 表1-2-4 に示します。

表1-2-4 土地の種類と面積 単位：km²

年次	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
2020年	149.67	3.26	18.94	9.78	0.05	39.85	0.58	3.17	74.04
2021年	149.67	3.24	18.92	9.83	0.05	39.85	0.58	3.17	74.03
2022年	149.67	2.98	18.74	9.87	0.05	39.92	0.58	3.56	73.98
2023年	149.67	2.94	18.52	9.91	0.05	40.08	0.58	3.61	73.98
2024年	149.67	2.93	18.22	10.37	0.07	40.33	0.62	3.16	73.97

(資料：須坂市の統計)

5 人口

本市の人口の推移は、1998年度をピーク(54,833人)に減少に転じていますが、世帯数は、増加しています。

年齢構成比の推移は、年少人口、生産年齢人口の割合はともに減少し、老年人口は増加を続けています。人口及び構成比の推移を 表1-2-5 に示します。

表1-2-5 人口・世帯数の推移

年次	人口(人)	男性(人)	女性(人)	世帯数(世帯)
2016年	51,435	24,887	26,548	19,607
2017年	51,212	24,783	26,429	19,746
2018年	50,898	24,696	26,202	19,895
2019年	50,654	24,648	26,006	20,034
2020年	50,367	24,505	25,862	20,214
2021年	50,145	24,400	25,745	20,351
2022年	49,864	24,218	25,646	20,537
2023年	49,609	24,108	25,501	20,642
2024年	49,265	23,992	25,273	20,748
2025年	48,896	23,810	25,086	20,958

年齢構成の推移

年次	年少人口(0~14歳)		生産年齢人口(15~64歳)		老年人口(65歳以上)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
2016年	6,562	12.8	29,180	56.7	15,693	30.5
2017年	6,401	12.5	28,900	56.4	15,911	31.1
2018年	6,310	12.4	28,616	56.2	15,972	31.4
2019年	6,225	12.3	28,386	56.0	16,043	31.7
2020年	6,133	12.2	28,117	55.8	16,117	32.0
2021年	6,047	12.1	27,891	55.6	16,207	32.3
2022年	5,896	11.8	27,847	55.8	16,121	32.3
2023年	5,790	11.7	27,748	55.9	16,071	32.4
2024年	5,645	11.5	27,513	55.8	16,107	32.7
2025年	5,487	11.2	27,319	55.9	16,090	32.9

(資料：毎年10月1日付 人口)

6 産業

本市では製造業の従業者数が最も多く、次いで卸売・小売業、医療・福祉となっています。事業所数は卸売・小売業が最も多く、次いで製造業、宿泊業・飲食サービス業となっています。産業別の事業所数及び従業者数の推移を 表1-2-6 に示します。

表1-2-6 産業別の事業所数及び従業者数の推移 資料：須坂市の統計

分類	2014年		2016年		2021年	
	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)	事業所数	従業者数(人)
全産業	2,631	23,164	2,466	20,502	2,149	19,892
農林, 漁業	22	384	21	194	34	247
非農林漁業	2,609	22,780	2,445	20,308	2,115	19,645
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	13	4	19	3	20
建設業	284	1,332	275	1,288	207	1,067
製造業	313	6,849	297	6,220	273	6,257
電気, ガス, 熱供給, 水道業	3	54	3	31	4	18
情報通信業	12	205	10	204	12	224
運輸業, 郵便料	47	1,238	48	1,353	48	1,661
卸売, 小売業	585	3,642	572	3,703	487	3,487
金融, 保険業	33	329	26	317	27	338
不動産業, 物品賃貸業	174	395	169	380	131	320
学術研究, 専門・ 技術サービス業	100	511	98	311	91	419
宿泊業, 飲食サービス業	354	1,626	327	1,606	271	1,305
生活関連サービ ス業, 娯楽業	210	691	205	704	176	530
教育, 学習支援業	134	1,100	96	399	79	351
医療, 福祉	190	2,946	172	2,560	177	2,689
複合サービス業	14	281	14	291	13	240
サービス業 (他に分類されないもの)	133	833	129	922	116	719
公務	21	735	—	—	—	—

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別区分と処理

(1) 分別区分

本市の家庭ごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物に大別され、市指定拠点回収における品目も含めると、23分別となっています。

分別品目について 表2-1-1-(1) に示します。

表2-1-1-(1) ごみの分別品目

品目	排出方法	収集頻度	
可燃ごみ	市指定の可燃ごみ袋に入れ各町ごみ集積所へ出す (指定袋に入らず1辺50cm未満は大の証紙シールを貼付)	週2回	
	中間処理施設へ自己搬入	随時	
不燃ごみ	市指定の不燃ごみ袋に入れ各町ごみ集積所へ出す (指定袋に入らず1辺50cm未満は大の証紙シールを貼付) (使い捨てライターは透明ビニール袋に入れごみ集積所へ出す)	月1回	
	中間処理施設へ自己搬入	随時	
粗大ごみ	粗大証紙シールを貼り町ごとの指定場所へ出す	年1回	
	中間処理施設へ自己搬入	随時	
資源物	プラスチック製容器包装	市指定のプラスチック製容器包装袋に入れ各町ごみ集積所へ出す	週1回
	ペットボトル	ふた・ラベルを取り各町ごみ集積所のネットへ出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週2回 月4回
	古紙類	①新聞②雑誌・雑紙③ダンボール④紙パックの4品目ごとに紙ひもで結束して各町ごみ集積所へ出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週2回 月4回
	缶類	各町ごみ集積所のコンテナに出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週2回 月4回
	びん類	①透明・白色②茶色③その他の色の3品目ごとに各町ごみ集積所のコンテナに出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週2回 月4回
	廃食用油(植物性)	ペットボトルに入れ各町ごみ集積所のコンテナに出す	月1回
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	月4回
	蛍光管	町ごとの指定場所へ出す	年1回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
		市指定拠点回収場所へ自己搬入	週2回 月4回
	乾電池	透明ビニール袋に入れ各町ごみ集積所へ出す	月1回
中間処理施設へ自己搬入		随時	
市指定拠点回収場所へ自己搬入		月4回	

品 目		排出方法	収集頻度
資源物	水銀体温計	透明ビニール袋に入れ各町ごみ集積所へ出す	月1回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
	せん定枝	市委託業者へ自己搬入	随時
	陶磁器(食器)	市指定拠点回収場所へ自己搬入	週2回
			月4回
			年3回
	古布類	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年3回
	小型家電	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年3回
		中間処理施設へ自己搬入	随時
	硬質プラスチック製品	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年3回
	廃タイヤ	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年3回
	羽毛布団	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年1回
	ダウンジャケット	市指定拠点回収場所へ自己搬入	年1回
ボタン電池	市指定拠点回収場所へ自己搬入	随時	
コイン電池	市指定拠点回収場所へ自己搬入	随時	
充電式小型電池	市指定拠点回収場所へ自己搬入	随時	

(2) 処理

ア 収集運搬

各町ごみ集積所に出された可燃ごみ、不燃ごみ、資源物は、市の委託業者が収集運搬します。一般家庭から出る一時多量ごみ及び事業系ごみは、排出者自らがそれぞれの中間処理施設へ搬入するか、もしくは、排出者自らが一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してそれぞれの中間処理施設へ搬入します。

粗大ごみで町ごとの指定場所に出されたものは、市の委託業者が収集運搬します。

資源物のうち、市指定拠点回収場所に持ち込まれたものは、市の委託業者が運搬します。

イ 中間処理

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、長野広域連合が運営するながの環境エネルギーセンターで焼却処理します。

不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは、須坂市清掃センターで選別し破碎処理します。

プラスチック製容器包装、ペットボトルは、須坂市ストックヤードで選別し圧縮梱包処理します。びん類、廃食用油は、須坂市ストックヤードで選別し保管します。古紙類、缶類等、そのほかの資源物は、市が委託した民間処理施設で資源化処理します。充電式小型電池は、絶縁処理後、須坂市清掃センターに保管します。

中間処理方法について 表2-1-1-(2) に示します。

表2-1-1-(2)

中間処理方法

品目	収集	中間処理施設	中間処理方法	
可燃ごみ	委託業者	ながの環境エネルギーセンター	選別・焼却 (可燃性粗大ごみは破砕のうえ焼却。焼却灰は溶融処理により減容化。焼却灰、溶融スラグの一部は民間施設で資源化、一部は最終処分場(エコパーク須坂)で埋立。焼却熱のエネルギー利用(高効率発電による売電。健康レジャー施設に余熱供給。)	
不燃ごみ	委託業者	市清掃センター	選別・破砕 (可燃性残渣、不燃性残渣はながの環境エネルギーセンターへ搬出し焼却処理、小型家電、金属類は民間処理施設で資源化)	
粗大ごみ	委託業者	ながの環境エネルギーセンター	上記可燃ごみと同一	
		市清掃センター	上記不燃ごみと同一	
資源物	プラスチック製容器包装	委託業者	市ストックヤード	選別・圧縮梱包 (容器包装リサイクル協会指定法人へ搬出し資源化)
	ペットボトル	委託業者	市ストックヤード	選別・圧縮梱包 (民間処理施設へ搬出し資源化)
	古紙類	委託業者	民間処理施設	資源化
	缶類	委託業者	民間処理施設	資源化
	びん類	委託業者	市ストックヤード	選別 (容器包装リサイクル協会指定法人へ搬出し資源化)
	廃食用油(植物性)	委託業者	市ストックヤード	保管(民間処理施設へ搬出し資源化)
	蛍光管	委託業者	民間処理施設	資源化
	乾電池	委託業者	民間処理施設	資源化
	水銀体温計	委託業者	民間処理施設	資源化
	せん定枝	自己搬入	民間処理施設	資源化
	古布類	自己搬入	民間処理施設	資源化
	陶磁器(食器)	自己搬入	民間処理施設	資源化
	小型家電	自己搬入	民間処理施設	資源化
	硬質プラスチック製品	自己搬入	民間処理施設	資源化
	廃タイヤ	自己搬入	民間処理施設	資源化
	羽毛布団	自己搬入	民間処理施設	資源化
	ダウンジャケット	自己搬入	民間処理施設	資源化
	ボタン電池	自己搬入	民間処理施設	資源化
	コイン電池	自己搬入	民間処理施設	資源化
充電式小型電池	自己搬入	生活環境課	選別 (小型充電式電池リサイクル推進団体へ搬出し資源化)	

2 ごみの排出状況

(1) ごみ排出量

ア 家庭系ごみ 排出量は減少傾向にあります。

イ 事業系ごみ 増加傾向にあり、内訳を見ると9割以上が可燃ごみとなっています。

ごみ排出量について 表2-1-2-(1) に示します。

品目及び内訳	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
人口(人)	50,367	50,145	49,864	49,609	49,265
世帯数(世帯)	20,214	20,351	20,537	20,642	20,748
家庭系ごみ	9,238	8,990	9,053	8,442	8,286
可燃ごみ	6,735	6,664	6,668	6,284	6,177
不燃ごみ	402	369	349	326	325
粗大ごみ	117	117	111	100	89
資源物	1,984	1,840	1,925	1,732	1,695
集団資源回収	605	636	627	514	512
家庭系ごみ(集団資源回収含む)	9,843	9,626	9,680	8,956	8,798
事業系ごみ	3,718	3,894	3,963	3,954	4,029
可燃物	3,653	3,830	3,896	3,893	3,967
不燃物	33	27	28	23	21
生ごみ	32	37	39	38	41
計	13,561	13,520	13,643	12,910	12,827

(2) ごみの組成

家庭ごみの分別状況を把握するため、ごみ集積所へ搬出された可燃ごみ袋、不燃ごみ袋について展開検査を実施しています。展開検査は地区ごと平均的に無作為に抽出したごみ袋の内容物について重量ベースで検査しています。

ア 可燃ごみ

内訳は、約53%が生ごみで一番多く、資源化できる資源物が約9%混入しています。

イ 不燃ごみ

内訳は、資源化できる資源物が約13%、焼却処理すべき可燃ごみが約7%混入しています。展開検査の結果について 表2-1-2-(2) に示します。

品目及び内訳	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
可燃物	92.1	94.4	91.4	90.4	87.7
生ごみ	63.0	48.2	48.6	52.6	51.8
(うち食品ロス)	(5.5)	(2.4)	(3.1)	(5.9)	(1.7)
その他	29.1	46.2	42.8	37.8	35.9
資源物	7.4	5.4	8.3	9.4	12.1
雑紙	4.7	2.9	5.6	5.6	7.8
プラスチック製容器包装	2.7	2.5	2.7	3.8	4.3
不燃物	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

不燃ごみ展開検査の結果

単位：％

品目及び内訳	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
不燃物	81.6	77.3	75.0	79.3	84.7
資源物	11.0	14.5	15.6	16.3	8.7
缶類	3.3	5.0	3.3	1.6	3.5
びん類	7.7	9.5	12.3	14.7	5.2
可燃物	7.4	8.2	9.4	4.4	6.6
計	100	100	100	100	100

3 ごみ処理施設の状況

(1) 中間処理施設

ア 須坂市清掃センター

市が直営で管理運営し、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの選別と破碎処理を行っています。ごみ焼却施設は、焼却処理の広域化に伴い2020年9月に廃止となっており、2024年9月に解体撤去（解体総事業費6億1,856万円）しました。

所在地 須坂市大字米子1218番地4

敷地面積 14,340㎡

総事業費 26億2,917万円

建物 ○粗大ごみ処理施設 鉄筋造一部コンクリート造地上2階
延床面積 858㎡ 建築面積 598㎡
1988年2月竣工

○付属建物 管理棟 木造2階建 延床面積 197㎡ 建築面積 100㎡
浴場棟 木造平屋建 建築面積 116㎡
車庫 軽量鉄骨造 建築面積 84㎡ 2棟
・（ごみ焼却施設 延床面積1,565㎡ 建築面積1,025㎡）

イ 須坂市ストックヤード

市が民間事業者に管理運営を委託し、プラスチック製容器包装及びペットボトルの選別・圧縮梱包、びん類および廃食用油の選別・一時保管を行っています。

所在地 須坂市大字小山2124番地2

敷地面積 2,138㎡

総事業費 6,100万円

建物等 ○ストックヤード 鉄骨造 平屋建屋根ビニールシート張り 1996年3月竣工
建築面積 450㎡

○びん類保管用倉庫 鉄骨造平屋建 建築面積 76㎡ 2004年6月竣工

○付属建物等 管理棟 軽量鉄骨造平屋建 建築面積 55㎡
野外ヤード 床コンクリート 108㎡
外構舗装 透水性アスファルト 765㎡

○処理設備 プラスチック製容器包装圧縮梱包機械 処理能力 310kg/時間
ペットボトル圧縮梱包機械 処理能力 300kg/時間
2000年9月竣工

(2) 最終処分場

ア 硯原埋立地

本施設では埋立は処分はすでに行っておらず、1998年4月から休止、2007年9月に廃止した施設です。

所在地 須坂市大字米子1212番地ほか
形式 安定型 埋立方式 サンドイッチ方式
面積 26,195㎡ 埋立容量 389,696㎡

(3) 長野広域連合の施設

ア ながの環境エネルギーセンター

長野広域連合が民間事業者に管理運営を委託し、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみの選別と破碎処理を行っています。

所在地 長野市松岡二丁目27番1号
総事業費 275億1,500万円
建物等 規模・構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
地上5階、地下2階
延床面積 25,816㎡
処理方式 ストーカ式焼却炉、電気式(プラズマ)灰溶融炉
処理能力 [焼却炉] 405 t / 日 (135t / 日 × 3 炉)
[灰溶融炉] 22 t / 日 × 2 炉
発電設備 蒸気タービン発電機 定格出力 7,910kw

イ 長野広域連合一般廃棄物最終処分場「エコパーク須坂」

長野広域連合が民間事業者に管理運営を委託し、長野広域連合の焼却施設から排出された溶融スラグ等の埋立を行っています。

所在地 須坂市大字亀倉字栗毛・左方外
敷地面積 約10.6ha 埋立面積 約16,700㎡ 埋立容量 85,000㎡
総事業費 36億640万円
埋立物 溶融スラグ、脱塩飛灰(反応飛灰)、溶融不適物
施設等 ○本体施設 貯留構造物(盛土堰堤式)
遮水構造:二重遮水シート+電気的漏水検知システム
防災調整池、集排水設備(地下水・雨水・浸出水)、
モニタリング設備(井戸)、管理道路 他
○浸出水処理施設 地上部鉄骨造、地下部鉄筋コンクリート造
地上2階、地下1階、延床面積 885.95㎡
浸出水調整槽 約3,000㎡、浸出水処理能力 60㎡/日
アルカリ凝集沈殿+砂ろ過、下水道放流

4 ごみ処理の経費

本市のごみ処理に関する歳入及び歳出の決算額は、2024年度の歳入で約1億7千万円、歳出で約8億9千9百万円となっています。歳入歳出の内訳について 表2-1-4に示します。

(1) 歳入

負担金の推移は横ばいですが、負担金（広域連合関係）は、工事等の進捗状況により増減しています。手数料はごみ排出量の減少に伴い減少傾向となっており、雑入は資源物（缶、古紙類）の売払代金の単価が上がっていることにより増加傾向がみられます。

(2) 歳出

ごみ減量再資源化事業の推移は減少傾向ですが、廃プラスチック再資源化事業および広域ごみ処理推進事業、清掃総務費及び清掃センター費は増加傾向となっています。広域ごみ処理推進事業および清掃センター費は、工事等の進捗状況により増減しています。

表2-1-4 単位：千円

歳入歳出の内訳	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
歳入	148,131	149,635	175,699	224,063	170,652
負担金	5,052	5,066	5,090	5,128	5,056
負担金(広域連合関係)	80,157	76,826	91,644	143,619	90,591
手数料	52,180	52,986	52,931	51,175	49,884
雑入	10,742	14,757	26,034	24,141	25,121
歳出	575,205	534,137	554,393	1,134,716	899,241
環境衛生費					
ごみ減量再資源化事業	54,784	54,933	56,686	51,508	53,865
廃プラスチック再資源化事業	51,560	53,848	55,100	53,806	54,610
広域ごみ処理推進事業	301,478	257,038	255,466	494,190	383,135
清掃総務費	88,508	88,691	88,827	89,706	93,052
清掃センター費	78,875	79,627	98,314	445,506	314,579

5 関係条例等

本市のごみ処理等に関する条例及び審議会等は 表2-1-5 のとおりです。

表2-1-5 単位：千円

条例等の名称	概要
須坂市環境基本条例	市民の健康で文化的な生活を確保するため、環境保全の基本理念を定め、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進
須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例	廃棄物の発生抑制、再利用促進、資源の循環等に関する取組を規定
須坂市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例	ごみ処理手数料を証紙により徴収することを規定
須坂市資源物回収報償金交付要綱	廃棄物処理量の減少を図るため、再生可能な廃棄物を回収した団体に対し報償金を交付
須坂市環境整備施設設置奨励に関する補助金交付要綱	生ごみの減量化を図るため、一般家庭用に電動(手動)生ごみ処理機購入及び生ごみ堆肥化処理容器(コンポスト)購入費に対し補助金を交付

ごみ処理等に関する須坂市の審議会等

審議会等の名称	概要
須坂市環境審議会	環境基本法第44条の規定により、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する市長の諮問機関
廃棄物減量等推進員	各町に廃棄物減量等推進員をおき、廃棄物減量等の市の環境衛生施策への協力や環境美化を推進
須坂市環境衛生推進協議会	市の環境衛生施策と呼応して健康で明るい市民生活の実現を期することを目的として、各区を単位とする環境衛生組織をもって構成する協議会

6 前計画の数値目標の達成状況

2011年度に策定した前計画では直近の2009年度を基準年として中間目標年次である2015年度における数値目標を定め、さらに中間目標年次である2015年度に計画の最終年次である2020年度における数値目標を定めました。

数値目標及び実績について 表2-1-6 に示します。

ごみ総排出量については、目標達成できました。

一人あたり年間の可燃ごみ排出量は、家庭系可燃ごみ量は減少しているものの、事業系可燃ごみ量は減少できず、目標達成はできませんでした。

一人あたり年間の不燃ごみ排出量は、家庭系不燃ごみ量及び事業系不燃ごみ量が増加し、目標達成はできませんでした。

事業系ごみ排出量は、景気の動向等に影響を受け、2015年度からほぼ横ばいに推移し、目標達成はできませんでした。

リサイクル率は、デジタル化等での紙使用減による古紙類の減少や、小売店における資源物の店頭回収の利用などにより、行政回収及び集団回収の回収量が減少しており、目標達成はできませんでした。

最終処分量は、2018年度途中からの可燃ごみ焼却処理の広域化に伴い処分量が大幅減となったため、数値目標から削除します。参考として、広域化の影響を受けていない2017年度の実績においては基準年度と比較し約5%の減少となっています。

表2-1-6 数値目標及び実績

項目	基準年度 2014年度 実績	目標値 2020年度	2020年度 実績
ごみ総排出量(トン/年)	14,891	13,844	13,534
一人あたり年間の可燃ごみ排出量(kg/人)	203	197	206
一人あたり年間の不燃ごみ排出量(kg/人)	7.7	7.0	8.5
事業系ごみ排出量(トン/年)	3,693	3,425	3,718
リサイクル率(%)	27.2	28.2	21.1
最終処分量(トン/年)	1,562	1,440	— (2017年度1,476)

7 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量と資源化

数値目標の達成状況のとおり一人あたり可燃ごみ及び不燃ごみの排出量は目標を達成していない状況です。事業系ごみの排出量が減少しておらず、かつ、家庭系ごみの排出量が下げ止まりの傾向にあるためです。

事業系ごみは景気の動向に影響を受けるため、減少傾向となることは難しいですが、引き続き減量及び分別について啓発していくことが必要です。

家庭系ごみの下げ止まりの要因は、ごみ減量の取り組みが市民に広がった結果ともとらえられ、世帯数の増加も要因と考えられます。

しかし、家庭系ごみの組成を見ると、可燃ごみ袋には約9%、不燃ごみ袋には約13%の資源物が混入しているため、分別について引き続き啓発を行い、また、約53%を占める生ごみを減らすための施策も継続していくことが重要です。

(2) 資源化率の向上

表2-1-6の実績のとおり、リサイクル率は低下しています。紙使用減による古紙類の減少や小売店での資源物店頭回収の増加により、行政回収量及び集団回収量が減少していることが要因です。今後も低下傾向が続くと見込まれます。

資源物の回収機会の増加は、廃棄するごみ量が減少する要因のため、本市としても引き続き拠点回収等の施策を継続していくことが重要です。

(3) 中間処理施設

ア 須坂市清掃センター

不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの破碎処理をしています。稼働から約37年経過していますが、適切な修繕・更新が行われており、処理日数も年間で約50日程度と少ないため処理機能において特に支障は見られませんでした。しかし、受入れコンベヤのシュート部やケーシング下部など処理に直接関係しない箇所では、著しく発錆や腐食・摩耗が生じています。また、機器類は法定耐用年数を超過しているものが多く、突発的な故障のリスクが高まっています。補修については、特殊部品が多く、製作に数カ月を要するため、施設を停止させることがないように優先順位をつけて整備計画をたてる必要があります。

なお、ごみ焼却施設は、2024年9月に解体撤去しました。

イ 須坂市ストックヤード

プラスチック製容器包装及びペットボトルの圧縮梱包をしています。処理設備の稼働から約25年が経過し、老朽化が顕著に表れています。圧縮梱包機本体に経年劣化による亀裂・腐食が進行しており、破袋機の精度も悪く、手作業にて開封しています。貯留スペースは不足しており、バール品が屋外保管となっており、ヤード棟は、テント倉庫のため、断熱性が悪く、夏は暑く、冬は寒い作業環境です。平日5～6時間程度圧縮梱包処理をしているため、機器の損傷・損耗の進行が速いです。建物と設備の両方の更新について検討が必要です。

(4) 処理費用

ごみ処理に係る費用については、長野広域連合で建設した焼却施設や最終処分場に対する本市の負担金額、中間処理施設の設備の老朽化に伴う修繕料など、今後増加することが見込まれます。費用軽減のため、一層のごみの減量が必要です。

(5) 社会状況の変化に伴う課題

ア 年齢構成の変化に伴うごみ処理体系

本市の年齢構成は老年人口が増加傾向で、人口減少に対して世帯数が増加していることから、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、ごみ集積所へのごみ出しが困難になる世帯やごみ集積所の維持管理に必要な人材が不足することが考えられます。

今後、地域ごとの年齢構成及び世帯構成の状況を考慮しながら、収集体制などを検討する必要があります。

イ プラスチックごみ一括回収

2022年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）の施行によりプラスチック使用製品廃棄物の再資源化が地方自治体の義務（努力義務）となりましたが、現施設では破碎機能が無く、硬質プラスチックの処理ができないため対応できません。

また、既に一括回収に取り組んでいる自治体では、収集量が3割から4割増加しているため、安全な作業を行うためにはスペースの増設が必要になっています。収集量増加に伴い、収集車の搬入台数も増加するため、処理設備及び体制などを様々な検討が必要です。

ウ 充電式小型電池（リチウムイオン電池・ニッケル水素電池・ニカド電池）等の回収

近年全国的に、廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、充電式小型電池及び充電式小型電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻発しています。引き続き、充電式小型電池等の分別回収及び適正処理をさらに徹底していくことと、市民の利便性の観点から回収ボックスへの投入可能時間・設置個所を増やす等検討する必要があります。

第2章 ごみ処理の目標と施策

1 ごみ処理の基本方針

須坂市環境基本条例における基本理念として、4項目を掲げ、自然と共存する都市をめざして、市民及び事業者、市が協力して自主的かつ積極的に行動することが示されています。

また、第三次須坂市環境基本計画では、めざすべき環境像を「豊かな森・里・川を誇りに、しあわせ感じる環境都市須坂へ～環境資産を共創により、磨き、高め、次世代に継承する～」とし、この環境像を実現するための目標として5つの基本目標を定めました。この基本目標のうち廃棄物に係る“ごみの削減・資源の循環”を基本理念として、基本方針を以下のとおりとします。

“限りある資源を大切に使い一層のごみの減量をめざすとともにごみ処理の負担の削減を図る”
“市民・事業者・行政それぞれが役割を自覚し循環型社会の実現に努める”

2 将来人口推計

ごみ排出量の見込みを定めるために必要な人口推計は、本計画の上位計画である第六次須坂市総合計画における推計値とします。実績値は2020年10月及び2025年10月の人口となります。

推計値及び実績値を表2-2-2 に示します。

表2-2-2 人口の推計値及び実績値

年 度		人口
実績値	2020年度	50,367人
中間目標年次 推計値	2025年度	48,198人
実績値	2025年度	48,896人
最終目標年次 推計値	2030年度	46,100人

3 ごみ処理の目標値

本計画では、国、県の目標を参考としながら、第六次須坂市総合計画、第三次須坂市環境基本計画における目標値を基本として設定します。

(1) 中間目標

2011年度に策定した前計画では直近の2009年度を基準年として中間目標年次である2015年度における数値目標を定め、さらに中間目標年次である2015年度に計画の最終年次である2020年度における数値目標を定めました。

本計画においても、2019年度を基準年度として、中間目標年次である2025年度における数値目標を定めました。表2-2-3-(1) に示します。

目標値は、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団資源回収のそれぞれの排出量の傾向、人口の動向、ごみの減量化施策の実施などを考慮し設定しています。

ごみ総排出量、1人1日あたりのごみ排出量は、上記の条件を考慮したうえで、減少させる設定とします。

うち家庭系ごみ(除く資源物)は、基準年度(2019)年度が極端に低い385グラムでしたので、2018年度の399グラムより、減少させていく設定としています。

直近の2024年度の実績は記載のとおりで、目標値を達成できる見込みです。

表2-2-3-(1)

中間目標

区分 年度 項目	市		県	国	市
	基準年度 2019年度 実績	目標値 2025年度	目標値 2025年度	目標値 2025年度	実績 2024年度
ごみ総排出量 (トン/年)	13,847	13,025	583,000	38,000,000	12,793
1人1日あたりの ごみ排出量(グラム/日)	747	741	790	850	711
うち 家庭系ごみ (除く資源物)	385	387	406	440	365

※ごみ総排出量=家庭系ごみ排出量+集団資源回収量+事業系ごみ排出量

※1人1日あたりごみ排出量=ごみ総排出量÷人口÷年間日数

※うち家庭系ごみ(除く資源物)=(家庭系ごみ排出量-資源物量-清掃センター資源化量)÷人口÷年間日数

(2) 最終目標

ごみの搬出量は様々な要因によって増減するため、2020年度から2024年度の平均より最終年次である2030年度の目標値を定めました。表2-2-3-(2)に示します。

表2-2-3-(2)

最終目標

区分 年度 項目	市		県	国
	基準年度 2020~2024年度 実績(平均)	目標値 2030年度	目標値 2030年度	目標値 2030年度
ごみ総排出量 (トン/年)	13,258	12,147	523,000	37,000,000
1人1日あたりの ごみ排出量(グラム/年)	728	722	740	—
うち 家庭系ごみ (除く資源物)	382	346	—	478

4 ごみ処理の施策

基本方針に基づく施策は次のとおりです。

基本方針 “限りある資源を大切に使い一層のごみ減量をめざすとともにごみ処理の負担の削減を図る” “市民・事業者・行政それぞれが役割を自覚し循環型社会の実現に努める”	
施策項目	
施策内容（〈市〉の取組）	
〈市民〉〈事業者〉の取組の指針	
(1) ごみ排出量の削減	
ア 家庭や企業のごみ減量に関する普及啓発	
イ ごみ指定袋有料制度の継続実施	
ウ 生ごみ堆肥化施策の推進	
エ 食品ロス削減の推進	
オ マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進	
<p>〈市民〉・ごみの分別を徹底し決められた出し方を守ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した食材を使い切り、食べ残しをしないようにします。 ・水切りを徹底します。 ・電動生ごみ処理機、コンポスト、段ボールによる生ごみの堆肥化等、自分に合った方法で、生ごみ堆肥化に取り組みます。 	
<p>〈事業者〉・分別を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみが出ないように調理方法を工夫し、販売量に見合った食材数量を発注するなどして廃棄量減量に取り組みます。 ・産業廃棄物、一般廃棄物についての分別を行い、それぞれに適切な処理を行います。 	
(2) ごみ分別の推進	
ア ごみの資源化に関する普及啓発	
イ ごみ分別に係る情報提供	
ウ ごみ内容物調査の実施と結果公表による啓発	
エ 資源物の集団回収の促進	
オ 資源物拠点回収の継続実施	
<p>〈市民〉・ごみの資源化について知り、実践します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等による資源物の集団回収に取り組みます。 	
<p>〈事業者〉・ごみの資源化を実践します。</p>	
(3) まちを美しくする取組	
ア イベント活動の実施	
イ 市民の清掃活動への支援	
ウ 不法投棄されない環境づくり	
<p>〈市民〉・不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄に関する取組に関心を持ち、活動に協力します。 	
<p>〈事業者〉・不法投棄をさせない、許さない環境づくりに協力します。</p>	
(4) 適正なごみ処理体制の確保	
ア ごみ集積所設置の支援	
イ 安定したごみ処理の実施	
ウ 災害廃棄物の処理	

(1) ごみ排出量の削減

ア 家庭や企業のごみ減量に関する普及啓発

① 市の広報紙等による啓発

「広報須坂」への定期的なごみ減量に関する啓発記事掲載と併せ、市ホームページで情報発信します。

② 会議等における啓発

廃棄物減量等推進員研修会や環境衛生ブロック別会議など、あらゆる機会を捉えて情報発信します。

③ 収集運搬許可業者あて啓発

毎年実施している収集運搬許可業者あて許可更新説明会において、中間処理施設へ搬入可能なごみ種別等について周知徹底し、ごみ分別の推進とごみ減量化を図ります。

④ 減量計画書提出による減量推進

ごみ多量排出事業者に、須坂市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例に基づく「減量化及び再利用計画書」の提出を求め、多量排出事業者のごみ減量化を図ります。

⑤ 事業系ごみシールによる負担の継続と排出抑制

年間ごみ排出量が少量の小規模事業者は、事業系ごみシール購入と区の同意により、各町ごみ集積所へ排出できることとなっていますが、事業系ごみシールの販売枚数を制限することでごみ減量化を図ります。また、事業系ごみシール代金について、処理コスト等を勘案し、適宜見直しを行います。

イ ごみ指定袋有料制度の継続

家庭系ごみ処理の有料化は、ごみ処理費用の負担の適正・公平化を図り、排出者の意識啓発や経済的動機により、減量化、資源化の促進を図るものです。引き続き有料化を継続しごみ減量化を図ります。また、ごみ処理コスト等を勘案し、適宜見直しを行います。

ウ 生ごみ堆肥化施策の推進

① 補助事業の継続

電動生ごみ処理機及び堆肥化処理容器（コンポスト）の購入費補助を継続し生ごみ堆肥化を推進し、ごみ減量化を図ります。

② 堆肥化基材の販売

ダンボールを使った生ごみ堆肥化のための基材を販売し、ごみ減量化を図ります。

③ 生ごみ出しません袋の周知

生ごみを堆肥化している世帯に無料で配布している生ごみ出しません袋制度は、利用世帯数が横ばい傾向にあるため、さらに周知を図り、ごみ減量化を推進します。

④ 行政での生ごみ堆肥化の推進

学校給食センターの生ごみについては、分別の徹底を図り、堆肥化を行います。

エ 食品ロス削減の推進

① 展開検査結果公表による啓発

市指定可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋の内容物調査を毎年実施し、食品ロス量の公表により、食品ロス削減について啓発を図ります。

② 食品ロスを発生させない工夫の広報

食品ロス量の公表に併せ、食品ロスを発生させないための方法などを広報します。

③ フードドライブの実施及び啓発

食品ロス削減のため、フードドライブを開催します。また、開催を広報することにより食品ロス削減の啓発を図ります。

オ マイバッグ持参促進によるレジ袋削減の推進

① マイバッグ持参率調査の実施と結果公表による啓発

マイバッグ持参率調査を毎年実施し、結果の公表により、レジ袋削減についての啓発を図ります。

② もったいない市等における広報

須坂市女性団体連絡協議会と市が共催する「もったいない市」において、レジ袋削減についての広報を実施します。また、市民が集まる会議等においても広報を実施します。

(2) ごみ分別の推進

ア ごみの資源化に関する普及啓発

① 市の広報紙等による啓発

「広報須坂」への定期的なごみの資源化に関する啓発記事掲載と併せ、市ホームページで情報発信します。

② 環境教育開催による啓発

環境問題、ごみの分別や資源化について学習する機会を設けます。

③ 出前講座による啓発

市事業である出前講座に登録し、ごみの減量や資源化などの学習の機会を設けます。

④ 施設見学による啓発

中間処理施設における見学を受け付け、適正なごみの分別や資源化について学習の機会を設けます。

イ ごみ分別に係る情報提供

① ごみカレンダーの配布

ごみカレンダーを毎年作成し、ごみの分別や資源化などの情報提供をします。

② ごみ分別ガイド・ごみ分別早見表の配布

ごみ分別ガイド・ごみ分別早見表を作成し、本市に転入してきた方などに配布し、本市のごみ出しルールの情報提供をします。

③ 外国人等に対する情報提供

外国人世帯向けの外国語のごみ分別表を作成、配布し、ごみ出しのルールやごみ分別について情報提供をします。

ウ ごみ内容物調査の実施と結果公表による啓発

展開検査の実施と結果公表による啓発

市指定可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋の内容物調査を毎年実施し、その内訳を公表することで、ごみの分別方法について啓発を図ります。

エ 資源物の集団回収の促進

集団回収における資源回収報償金

集団回収における資源回収報償金を継続し、ごみの資源化を促進します。

オ 資源物拠点回収の継続実施

① エコサポートすざかにおける資源物回収

須坂市女性団体連絡協議会が運営する「エコサポートすざか」において、資源物の拠点回収を行います。隔週の土・日曜日開催で資源物回収の機会を増やし、ごみの資源化を図ります。また、エコサポートすざかでは古着等の再利用（リユース）の促進も行います。

② 日野地域公民館における資源物回収

平日の資源回収場所として日野地域公民館の倉庫において資源物の拠点回収を行います。回収機会を多くすることで、ごみの資源化を図ります。

③ 市役所前における資源物回収及び不法投棄対策

市役所前駐車場において、複数回、資源物の拠点回収を実施します。

普段、可燃ごみ・不燃ごみとして排出している品目について、資源物として回収する機会を設けることで、ごみの資源化を図ります。

また、不法投棄されやすい大型家電製品やタイヤも有料により回収し、不法投棄の未然防止を図ります。

④ 市役所における資源物回収

市役所風除室及び生活環境課窓口で充電式小型電池、ボタン電池、コイン電池、インクカートリッジの拠点回収を実施することで、ごみの資源化を図ります。

(3) まちを美しくする取組

ア イベント活動の実施

市民一斉清掃の実施

環境衛生推進協議会との共催により「市民一斉清掃」を実施し、環境美化に努めます。また、市民の直接参加により、環境美化活動の啓発を図ります。

イ 市民の清掃活動への支援

① 環境衛生推進協議会への支援

各区の衛生担当代表者の協議会である環境衛生推進協議会の活動である地域における清掃活動等を支援します。

② 環境美化袋の配布

区あてに環境美化袋を配布し、区のボランティアによる環境美化活動等を支援します。

③ 区のボランティアによる環境美化活動に対する処理支援

区のボランティアによる環境美化活動により大量のごみが発生した場合は、収集等の支援を行い、環境美化活動等に対する支援をします。また、ながの環境エネルギーセンター及び須坂市清掃センターへのごみの搬入に際し、減免証明の発行をします。

ウ 不法投棄されない環境づくり

① 不法投棄防止に関する啓発

不法投棄防止について、SNSの活用及び「広報須坂」に掲載し啓発を図ります。

② 不法投棄防止看板の作成・配布

不法投棄防止看板を作成し、不法投棄が多発する箇所ので権者あてに看板を配布し、不法投棄防止の注意喚起を図ります。

③ 環境監視パトロール員による巡回

環境監視パトロールを定期的に行い、不法投棄の多発箇所に対する重点的な巡回を実施することで不法投棄の未然防止と監視強化を図ります。また、不法投棄物の回収も併せて行い、不法投棄が不法投棄を呼ばない環境づくりをします。

④ ボランティアパトロール員による巡回

不法投棄防止市民ボランティアパトロール員を毎年募集して委嘱します。ボランティアパトロール員が居住地域を巡回することで、不法投棄の未然防止と監視強化を図ります。また、不法投棄物の回収も実施し、不法投棄が不法投棄を呼ばない環境づくりをします。

⑤ 関係機関との連携

不法投棄に対しては、警察等関係機関と連携し、厳正に対処します。

(4) 適正なごみ処理体制の確保

ア ごみ集積所設置の支援

① 環境整備補助事業の継続

区で設置するごみ集積所に対して設置補助を実施し、区のごみ集積所管理への支援を行

うとともに、適正なごみ処理体制を確保します。

② ごみ集積所備品の配布

区で設置するごみ集積所の備品について無償で貸与し、区のごみ集積所管理への支援を行うとともに、適正なごみ処理体制を確保します。

イ 安定したごみ処理の実施

① 収集運搬体制の確保

現状のごみ収集運搬体制を維持し、安定した収集運搬を実施します。

今後、人口の減少に伴いごみ集積所の統廃合等が進む際には、効率的な収集運搬について検討します。

② 資源化処理施設の確保

ごみ減量のほか、資源化できる品目を維持するため、現状の資源化処理委託体制を維持します。

③ 須坂市清掃センターの維持管理

安定した不燃ごみ処理を継続して実施するため、須坂市清掃センターの維持管理を適切に行います。

老朽化した施設の更新について検討します。

④ 須坂市ストックヤードの維持管理

安定したプラスチック製容器包装及びペットボトルの中間処理を継続して実施するため、須坂市ストックヤードの維持管理を適切に行います。

老朽化した施設の更新について検討します。

⑤ 長野広域連合ごみ処理施設の維持管理

長野広域連合が設置した可燃ごみ焼却施設や最終処分場等について、建設や維持管理に係る経費に対する負担をします。また、長野広域連合によるごみ処理広域化事業に、構成市として連携して対応します。

ウ 災害廃棄物の処理

① 災害廃棄物処理計画の策定と継続的な見直し

今後発生が予想される大規模災害に対する平常時からの予防策と、災害時に大量に発生する廃棄物等の迅速かつ適正な処理を行うため災害廃棄物処理計画を2021年3月に策定しました。今後必要に応じて見直します。

② 訓練の実施及び説明会に参加

震災時に迅速かつ効果的に仮置き場の設置及び廃棄物処理するためのスキルを向上させるため、想定訓練の実施や説明会等に参加します。

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理基本計画の基本的事項

1 基本方針

(1) 計画策定の背景と趣旨

須坂市（以下「本市」という）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、1998年に生活排水処理に関する長期的な計画である「須坂市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その中で平成2年10月8日衛環第200号（厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき、生活排水処理基本計画をまとめました。その後、重点的な下水道整備の推進により、生活排水の処理を取り巻く情勢は大きく変化してきました。

本計画は、本市が、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画のうち、生活排水処理の部分について定めたものであり、本市における生活排水処理に関する特性を考慮して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の視点から、須坂市総合計画や下水道整備計画、その他関連事業との整合を図った生活排水処理に係る理念、達成目標並びに生活排水処理施策整備の基本方針を定め、一般廃棄物（生活排水）処理基本計画を策定するものです。

(2) 基本理念

水には種々の役割があり、自然の重要な構成要素であるばかりでなく、快適な生活環境を生み出し、人に精神的な潤いや安らぎを与えるものです。本市においては、公共下水道等の整備が進み、公共下水道へすでに接続を済ませた世帯も多く、河川の水質は大きく改善されてきています。しかし、経済的理由などから公共下水道未接続の世帯もあることや浄化槽の適正な維持管理がされていないことなどにより、一部において悪臭や水質汚濁の問題が残っています。

法的には、1990年6月に水質汚濁防止法の改正がなされ、従来からの事業系排水の規制に加え、生活排水の規定が組み込まれ、国や県はもとより市町村とその住民の責務が明確にされました。

こうした状況を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

<基本理念>

生活排水を適正に処理し、地域住民及び事業者の協力のもとに、快適な生活環境とより豊かな水環境を得ます。

(3) 基本方針

本市における生活排水対策の基本方針は、公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を保全するため、公共下水道等の処理施設の普及促進を図ることにより、生活排水の衛生処理を推進し、市民及び事業者への啓発を通じて、河川、湖沼などの水質改善に努めます。

また、生活排水処理施設の整備については、人口の密集度や地域の特性、経済性などを勘案し、次の基本方針に沿って行います。

<基本方針>

公共下水道処理区域内においては、全ての世帯の千曲川流域下水道関連公共下水道・特定環境保全公共下水道による排水処理を目指します。

※農業集落排水事業は2023年12月1日に公共下水道事業に統合しました。

2 本計画の期間

計画の目標年度 2030年度

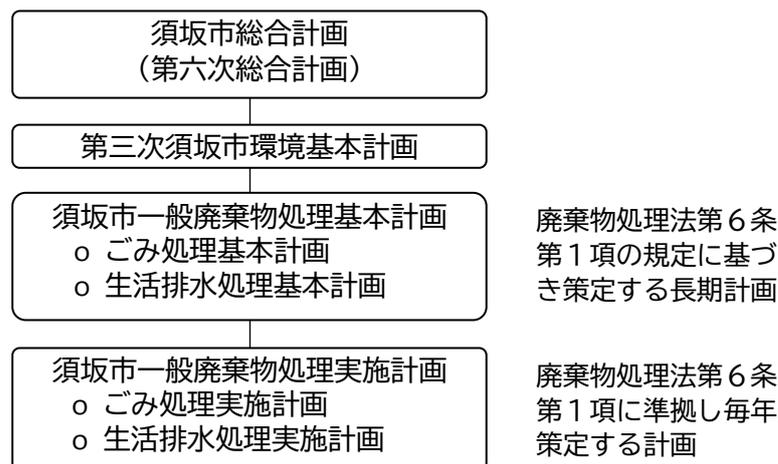
本計画の期間は、2021年度を初年度とする10年間とし、計画の目標年度を、須坂市環境基本計画の目標年に合わせ、2030年度とします。

また、計画の進捗状況を把握するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、概ね5年を目安として適宜見直しを行うものとします。

3 本計画の位置付け

本計画と諸計画との関係については、図3-1-1 のとおりです。

図3-1-1 一般廃棄物（生活排水）処理計画の位置付け



第2章 生活排水処理の現状と課題

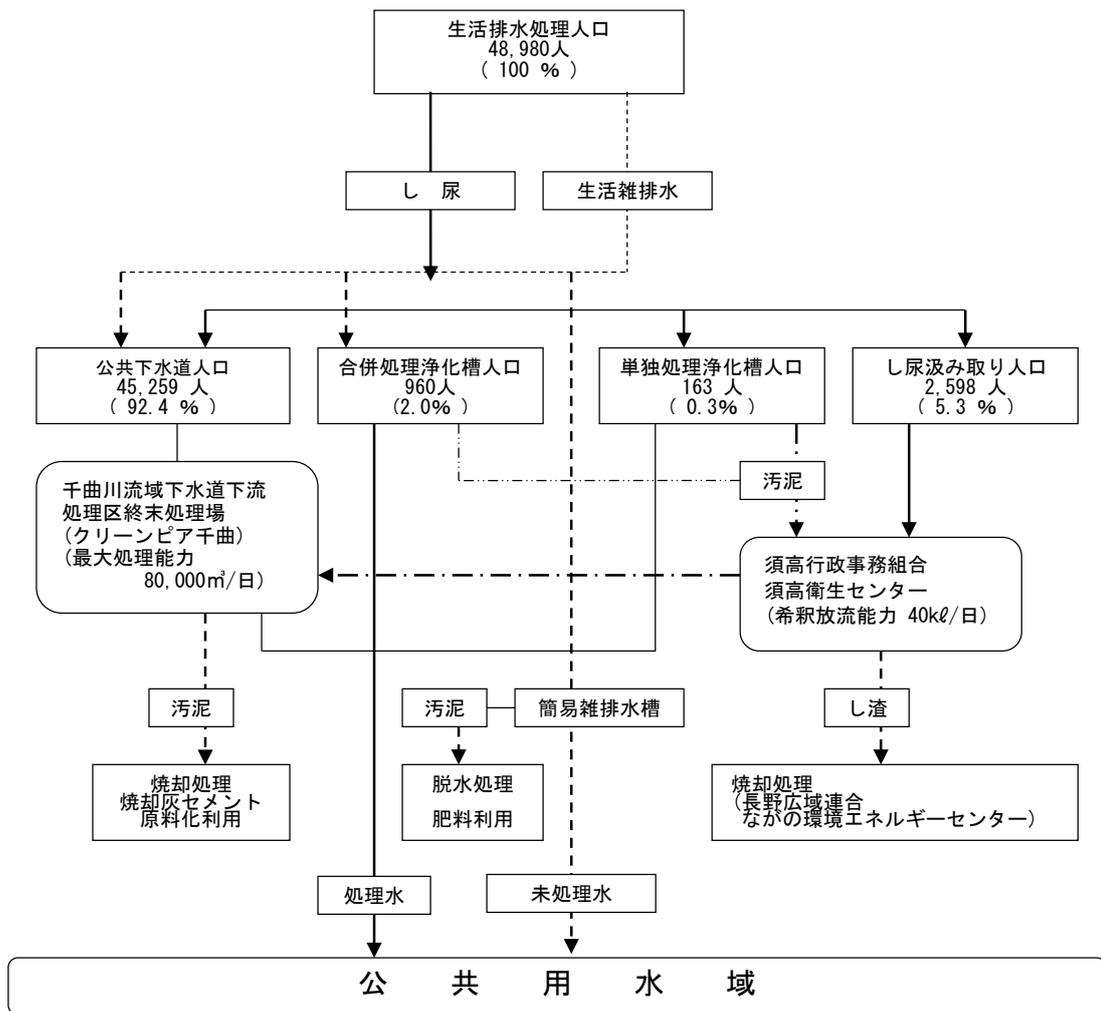
1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の概要

本市の生活排水処理に関しては、公共下水道、合併処理浄化槽、し尿処理等で実施しています。公共下水道は1990年度に須坂地区より供用開始しました。農業集落排水施設は2021年の計画を基に2023年12月に公共下水道処理区に統合しました。

本市における2024年度の生活排水の処理フローは 図3-2-1 に示すとおりです。

図3-2-1 生活排水処理フロー（2024年度末現在）



用語の解説

「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水の内、し尿を除くものをいいます。

公共用水域とは、河川、湖沼、港湾海域その他公共の用に供される水域をいいます。

(2) 生活排水処理の実績

生活排水の排出状況は、表3-2-1 に示すとおりであり、2024年度において、計画処理区域内人口48,980人のうち46,219人については、生活排水の適正処理が行われています。公共下水道人口は2024年度で45,259人となっています。公共下水道区域外においては、企業・個人による下水道本管設置工事もしくは合併処理浄化槽により整備を図ることとし、設置整備を進めています。一方、生活排水の未処理人口は2024年度において2,598人となっています。し尿収集人口は毎年減少しており、公共下水道の整備に伴いこの傾向はさらに続くものと思われます。

表3-2-1 処理形態別人口の推移 (単位：人、%)

処理形態別人口	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
(1) 計画処理区域内人口	50,292	49,910	49,695	49,460	48,980
(2) 水洗化・生活雑排水処理人口	46,518	46,354	46,359	46,341	46,219
① 公共下水道人口(水洗化人口)	44,614	44,492	44,509	45,378	45,259
② 農業集落排水人口(水洗化人口)	887	869	875	-	-
③ 合併処理浄化槽人口	1,017	993	975	963	960
(3) 水洗化・生活雑排水未処理人口	199	186	177	168	163
④ 単独処理浄化槽人口	199	186	177	168	163
(4) 非水洗化人口	3,575	3,370	3,159	3,051	2,598
⑤ し尿収集人口	3,575	3,370	3,159	3,051	2,598
⑥ 自家処理人口	0	0	0	0	0
(5) 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 [(2)/(1)]	92.5	92.9	93.3	93.7	94.4

注1) 各種人口は、各年度末の数値を用いました。

2) 2017年度に公共下水道(水洗化人口)を見直しました。

3) 農業集落排水事業は公共下水道事業に統合したため、2023年度以降実績なし。

(3) し尿・浄化槽汚泥量の実績

本市におけるし尿・浄化槽汚泥量の状況は、表3-2-2 に示すとおりです。公共下水道等の進展により、年々減少傾向にあります。

表3-2-2 し尿・浄化槽汚泥量の推移

項目	単位	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
発生量	し尿(汲み取り)	kL/年	4,229	3,967	3,877	3,805	3,930
	浄化槽汚泥	kL/年	679	606	645	604	632
	合計	kL/年	4,908	4,573	4,522	4,409	4,562

2 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表3-2-3 に示すとおりです。

表3-2-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
千曲川流域下水道関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	長野県
千曲川流域下水道関連特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	長野県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	須高行政事務組合
雑排水処理施設	生活雑排水簡易浄化槽汚泥	許可業者

※農業集落排水事業は2023年12月に公共下水道に統合

3 収集・運搬

し尿処理の収集、運搬は許可業者（1社）が実施しており、浄化槽汚泥の収集、運搬についても許可業者が浄化槽清掃と併せて実施しています。また、本市のし尿及び浄化槽汚泥は全量を須高行政事務組合で処理をしています。収集・運搬の状況を表3-2-4 に示すとおりです。

表3-2-4 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬状況

項目	内容
実施形態	許可
収集形態	計画収集及び申込制
料金	従量制 185円 18リットルあたり（消費税含まず）
車両	4 t車5台 3 t車2台 計 7台

4 中間処理

須高行政事務組合の施設の現況を表3-2-5 に示すとおりです。

表3-2-5 須高衛生センターの現況

名称	須高衛生センター
所在地	須崎市大字小山字布田2104-36
事業主体	須高行政事務組合
敷地面積	10,665㎡
処理能力	40kL/日（し尿 32kL/日、浄化槽汚泥 8kL/日）
処理方式	前処理 + 希釈下水道放流方式
放流水質	PH 5～9未満 BOD 600mg/L未満 SS 600mg/L未満 ルマルキサン抽出物質含有量(鉍油類) 5mg/L以下 ルマルキサン抽出物質含有量(動植物油脂類) 30mg/L以下

5 最終処分

須高衛生センターに搬入されたし尿・浄化槽汚泥から希釈前に選別して出たし渣は、ながの環境エネルギーセンターへ運搬し、焼却処理した後、排出された溶融スラグ等の一部はエコパーク須坂へ搬出し、埋め立て処分します。

用語の解説

浄化槽汚泥：合併(単独)処理浄化槽内で汚れが分解できずに汚泥となり水槽に溜まったものをいいます。

BOD：(生物化学的酸素要求量) 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標です。

S S：(浮遊物質) 水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質のこと、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿が含まれます。

し 渣：し尿などに混入している紙、髪、繊維類などをいいます。

6 生活排水処理の課題

各段階における課題を以下にとりまとめました。

(1) 生活排水の適正処理の推進

前述のとおり、本市における2024年度末の生活排水処理の形態別普及率は、公共下水道(特定環境保全分含)で 92.4%、合併処理浄化槽1.95%、全体の生活排水処理率は 94.3% となっています。公共下水道の面的な整備は2024年度末^{※1}、728.1ha (2021年度末は1,543.9ha)となっており、今後さらに接続を推進し、生活排水の適正な処理を推進する必要があります。

※千曲川流域下水道(下流処理区)関連 須坂市公共下水道計画区(令和3年度版)

(2) 収集・運搬

公共下水道の面整備が進み、接続世帯が増加するとともにし尿、浄化槽汚泥の収集・運搬体制等の見直しが必要となります。

(3) 中間処理

須高衛生センターは、1986年に現施設に全面改装され(処理能力 157kL/日)、高度処理設備を備えた地域環境に配慮した施設として供用開始しました。その後、1996~1997年度にかけては基幹的整備を行い、処理機能の維持、向上を図ってきています。

し尿処理量が公共下水道の普及に伴い大幅に減少したことで、処理への支障が懸念されたため、関連工事を2010年度に実施し、2011年4月から下水道へ希釈放流しています。また、施設の機能維持のため、引き続き適切な補修や更新が必要となります。

第3章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

(1) 処理目標

基本理念、基本方針を達成するため、おおむね全ての生活排水について、し尿と生活雑排水を合併処理することを目標とします。公共下水道への速やかな接続を促進し、当該施設の区域外となる開発地（造成地・工場等を想定）及び世帯は自費での下水道本管設置工事^{*}もしくは合併処理浄化槽による整備を進めます。

公共下水道、合併処理浄化槽を合わせた生活排水の処理率を全市の 97.8% とします。

※区域外への本管延長工事も設置工事に含む。

表3-3-1 現在及び計画目標年度における生活排水処理の目標

① 生活排水の処理の目標

区分	年度	現在 2024年度	中間目標年度 2025年度	計画目標年度 2030年度
生活排水処理率		94.3%	93.9%	97.8%
公共下水道水洗化率		92.4%	92.0%	96.0%

注1) 生活排水処理率とは、計画処理区域内人口に占める生活排水処理人口の比率

2) 公共下水道水洗化率とは、供用開始区域内人口に占める接続人口の比率

3) 農業集落排水事業は公共下水道に統合

4) 中間目標年度及び計画目標年度の数値は2021年度計画時の数値

② 人口の内訳

(単位：人)

区分	年度	現在 2024年度	中間目標年度 2025年度	計画目標年度 2030年度
1 行政区域内人口		48,980	48,200	46,800
2 計画処理区域内人口		48,980	48,200	46,800
3 水洗化・生活雑排水処理人口		46,219	45,244	45,774

注1) 中間目標年度及び計画目標年度の数値は2021年度計画時の数値

③ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

処理形態別人口	現在 2024年度	中間目標年度 2025年度	計画目標年度 2030年度
(1) 計画処理区域内人口	48,980	48,200	46,800
(2) 水洗化・生活雑排水処理人口 [(3)+(4)]	46,219	45,244	45,774
(3) 公共下水道等処理人口	45,259	44,252	44,828
① 公共下水道人口	45,259	44,252	44,828
② 農業集落排水人口	0	0	0
(4) 合併処理浄化槽人口	960	992	946
(5) 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽人口)	163	161	129
(6) 非水洗化人口(汲み取り)	2,598	2,795	897
(7) 計画処理区域外人口	0	0	0

注1) 第六次須坂市総合計画の人口推計値を用いました。

2) 中間目標年度及び計画目標年度の数値は2021年度計画時の数値

(2) 生活排水を処理する区域

生活排水の処理を行う区域は市内全域とし、処理方法は既に整備された地区及び計画が定められた地域は計画どおりとしました。

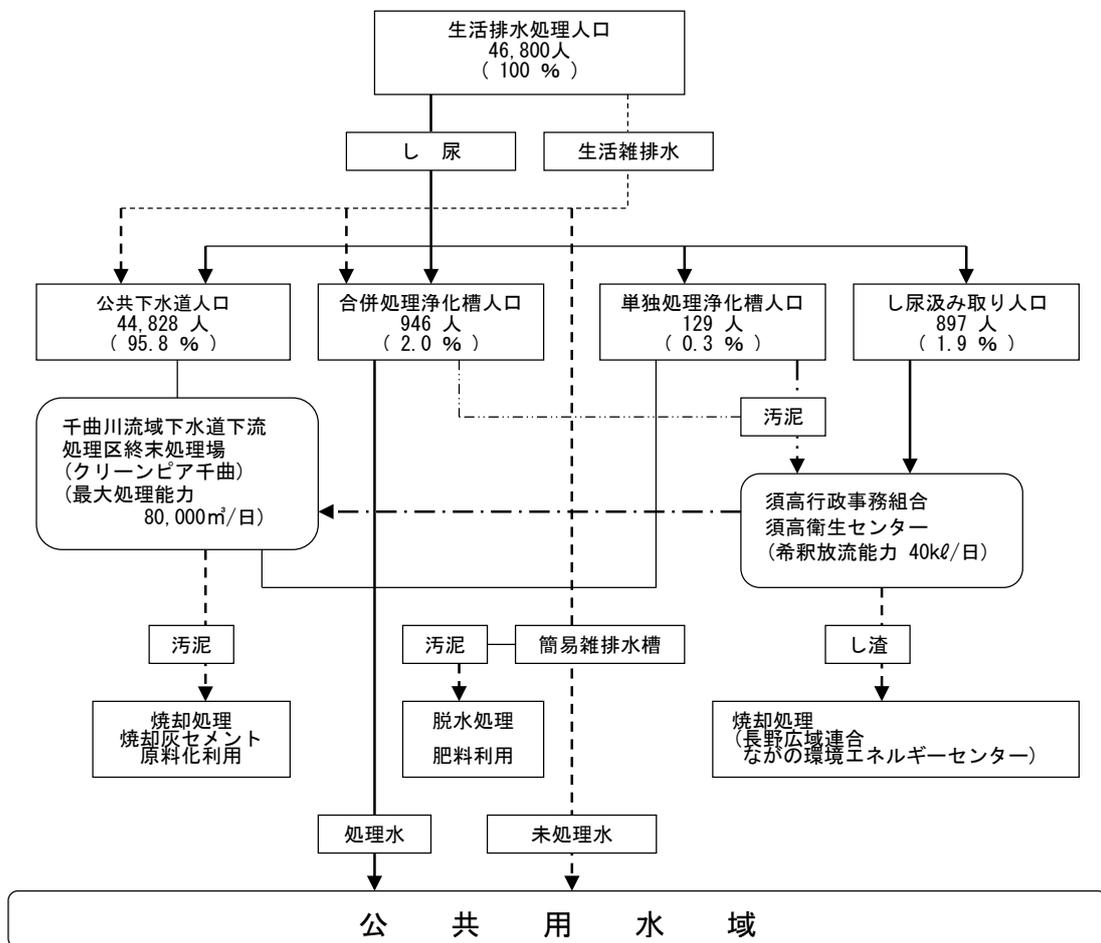
公共下水道は計画に基づき順次処理区域の拡張を図り、普及を促進することとし、農業集落排水施設は計画した2箇所で事業が完了しており、豊丘地区においては2014年12月、高甫地区においても計画通り2023年に公共下水道水処理区を統合しました。

その他の地域においては、自費での下水道本管設置工事と合併処理浄化槽による処理を推進します。

(3) 生活排水の計画処理フロー

計画目標年における生活排水の処理フローを 図3-3-1 に示すとおりです。

図3-3-1 計画目標年(2030年度)における生活排水処理フロー



2 し尿・汚泥処理計画

(1) し尿・汚泥の計画処理量

本市のし尿及び浄化槽汚泥の1人1日あたりの平均排出量の実績は、2019年度において、し尿が1人1日あたり3.15リットル、浄化槽汚泥が1人1日あたり1.50リットルとなっています。その実績をもとに計画処理量を定めました。計画処理量の目標は表3-3-2に示すとおりです。

表3-3-2 し尿・浄化槽汚泥量の処理目標

項目		単位	現在 2024年度	中間目標年度 2025年度	計画目標年度 2030年度
発 生 量	し尿(汲み取り)	kL/年	3,930	3,214	1,031
	浄化槽汚泥	kL/年	632	631	589
	合計	kL/年	4,562	3,845	1,620

(2) し尿、汚泥の収集運搬計画

ア 収集区域の範囲

本市の行政区域全域

イ 収集運搬の方法

収集体制：し尿及び浄化槽汚泥 = 許可業者

収集頻度：し尿及び浄化槽汚泥 = 随時(申し込み制)

現在、許可業者により、バキューム車による収集運搬が行われており、引き続き許可業者による収集運搬を行います。

今後、公共下水道等の整備に伴い、し尿収集量等はさらに減少すると予想されます。

収集量の減少の状況に応じ、許可業者は、収集依頼の申し込み制から定期収集に切り替えるなどの効率的な運営の見直しを求められます。さらには、収集運搬車両や作業員の削減などを計画的に行うとともに、業務の転換を図っていく必要が求められます。

本市としては、安定した収集運搬が持続できるよう、許可業者に適切な助言、指導をする必要があると考えます。

(3) 中間処理計画

須高衛生センターにおいて、中間処理を行います。

今後も引き続き、須高衛生センターに係る経費に対する負担をします。また、須高行政事務組合が実施する事業に、構成市として連携して対応していきます。

(4) 最終処分計画

須高衛生センターに搬入されたし尿・浄化槽汚泥から希釈前に選別して出たし渣は、ながの環境エネルギーセンターへ運搬し、焼却処理した後、排出された溶融スラグ等の一部についてエコパーク須坂へ搬出し、埋め立て処分します。

今後も引き続き、ながの環境エネルギーセンターに係る経費に対する負担をします。また、長野広域連合が実施する事業に、構成市として連携して対応していきます。

3 その他

(1) 市民に対する広報・啓発活動

広報・啓発用のチラシ、ホームページ等によって、生活排水処理の重要性や公共下水道への接続促進、浄化槽の適正な維持管理について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

また、河川の水質汚濁防止や水環境の保全といったテーマのイベントを通して、公共用水域の環境保全について市民意識の高揚を図ります。

(2) その他の計画

本計画推進にあたり、第六次須坂市総合計画、第三次須坂市環境基本計画及び長野県「生活排水処理構想（2022改定版）」と整合を図りながら計画を実行していきます。

参考資料①

施策実施前のごみ量の実績と推計

年度	実績										推計					
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
人口(人)	51,621	51,435	51,212	50,898	50,654	50,367	50,145	49,864	49,609	49,265	48,896	48,337	47,778	47,219	46,660	46,100
世帯数(世帯)	19,494	19,607	19,746	19,895	20,034	20,214	20,351	20,537	20,642	20,748	20,958	21,105	21,252	21,401	21,551	21,702
家庭系ごみ① (トン)	9,932	9,596	9,468	9,445	9,073	9,211	8,961	9,012	8,402	8,252	8,120	7,971	7,826	7,688	7,555	7,422
可燃ごみ	7,014	6,872	6,886	6,953	6,675	6,735	6,664	6,668	6,284	6,177	6,084	5,992	5,901	5,812	5,724	5,638
不燃ごみ	366	353	356	375	357	394	357	326	302	303	294	285	277	269	261	253
粗大ごみ	85	89	86	92	101	117	117	111	100	89	96	93	89	86	83	80
資源物	2,467	2,282	2,140	2,025	1,940	1,965	1,823	1,907	1,716	1,683	1,646	1,601	1,559	1,521	1,487	1,451
古紙類	1,118	987	881	833	775	834	762	686	611	586	556	527	499	473	449	425
缶類	65	65	60	61	58	64	58	56	52	50	49	47	46	45	44	42
びん類	297	287	266	252	261	239	196	312	227	213	213	212	212	212	212	211
プラスチック	476	454	458	411	403	354	331	357	375	361	354	347	341	334	328	322
ペットボトル	49	50	48	52	52	44	49	45	50	49	49	48	48	48	48	47
廃食用油	9	9	10	8	5	8	9	7	6	6	6	5	5	5	4	4
乾電池	12	12	12	12	12	8	12	23	23	22	20	19	18	17	17	16
蛍光灯	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	1	1	1	1
せん定枝	380	361	345	325	307	326	316	330	281	307	304	301	297	294	291	288
草葉枝	19	19	19	20	9	10	16	23	26	26	34	36	39	41	44	47
古布類	8	7	6	7	9	13	13	13	14	12	12	12	11	11	11	11
陶磁器(食器)	9	8	9	11	10	14	14	13	12	11	10	10	9	9	8	8
小型家電	13	12	13	18	23	31	29	26	24	25	24	23	21	20	19	18
硬質プラ	5	5	6	8	9	12	11	10	10	10	10	9	9	8	8	8
廃タイヤ	3	2	3	3	3	4	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3
集団資源回収② (トン)	1,129	1,015	1,000	891	805	605	636	627	514	512	475	440	406	376	348	322
古紙類	1,084	972	956	856	777	597	625	616	504	506	468	433	400	370	342	316
金属類	9	8	10	9	7	4	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2
びん類	35	34	31	25	20	4	6	6	5	3	3	3	3	3	3	3
古布類	1	1	3	1	1	0.4	0.7	0.6	0.5	0.0	1	1	1	1	1	1
①+②	11,061	10,611	10,468	10,336	9,878	9,816	9,597	9,639	8,916	8,764	8,595	8,411	8,232	8,064	7,903	7,744
事業系ごみ③ (トン)	3,740	3,667	3,699	3,701	3,969	3,718	3,894	3,963	3,954	4,029	4,273	4,361	4,451	4,544	4,639	4,736
可燃ごみ	3,668	3,599	3,631	3,628	3,879	3,653	3,830	3,896	3,893	3,967	4,206	4,294	4,384	4,476	4,570	4,666
不燃ごみ	31	32	32	39	57	33	27	28	23	21	24	22	20	19	17	16
生ごみ	41	36	36	34	33	32	37	39	38	41	43	45	47	49	52	54
総排出量(トン) ①+②+③	14,801	14,278	14,167	14,037	13,847	13,534	13,491	13,602	12,870	12,793	12,868	12,772	12,683	12,608	12,542	12,480
1人1日あたり量 (g)	783.4	760.5	757.9	755.6	746.9	736.2	737.1	747.3	708.8	711.4	721.0	723.9	725.3	731.5	736.4	741.7
うち家庭系ごみ	395.1	389.6	392.0	399.4	384.7	394.1	390.0	390.4	368.2	365.3	362.7	361.0	358.4	357.8	356.3	354.9

参考資料②

施策実施後のごみ量の実績と推計

年度	実績										推計					
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
人口(人)	51,621	51,435	51,212	50,898	50,654	50,367	50,145	49,864	49,609	49,265	48,896	48,337	47,778	47,219	46,660	46,100
世帯数(世帯)	19,494	19,607	19,746	19,895	20,034	20,214	20,351	20,537	20,642	20,748	20,958	21,105	21,252	21,401	21,551	21,702
家庭系ごみ① (トン)	9,932	9,596	9,468	9,445	9,073	9,211	8,961	9,012	8,402	8,252	8,120	7,930	7,745	7,565	7,393	7,223
可燃ごみ	7,014	6,872	6,886	6,953	6,675	6,735	6,664	6,668	6,284	6,177	6,084	5,962	5,843	5,726	5,612	5,499
不燃ごみ	366	353	356	375	357	394	357	326	302	303	294	284	274	264	255	246
粗大ごみ	85	89	86	92	101	117	117	111	100	89	96	92	88	85	82	78
資源物	2,467	2,282	2,140	2,025	1,940	1,965	1,823	1,907	1,716	1,683	1,646	1,592	1,540	1,490	1,444	1,400
古紙類	1,118	987	881	833	775	834	762	686	611	586	556	525	497	469	443	419
缶類	65	65	60	61	58	64	58	56	52	50	49	47	45	43	42	40
びん類	297	287	266	252	261	239	196	312	227	213	213	211	209	207	205	203
プラスチック	476	454	458	411	403	354	331	357	375	361	354	347	340	333	327	320
ペットボトル	49	50	48	52	52	44	49	45	50	49	49	48	48	47	46	45
廃食用油	9	9	10	8	5	8	9	7	6	6	6	5	5	5	4	4
乾電池	12	12	12	12	12	8	12	23	23	22	20	19	18	17	17	16
蛍光灯	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	1	1	1	1
せん定枝	380	361	345	325	307	326	316	330	281	307	304	298	292	286	280	275
草葉枝	19	19	19	20	9	10	16	23	26	26	34	33	32	31	30	29
古布類	8	7	6	7	9	13	13	13	14	12	12	12	11	11	11	11
陶磁器(食器)	9	8	9	11	10	14	14	13	12	11	10	10	9	9	8	8
小型家電	13	12	13	18	23	31	29	26	24	25	24	23	21	20	19	18
硬質プラ	5	5	6	8	9	12	11	10	10	10	10	9	9	8	8	8
廃タイヤ	3	2	3	3	3	4	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3
集団資源回収② (トン)	1,129	1,015	1,000	891	805	605	636	627	514	512	475	438	402	370	341	314
古紙類	1,084	972	956	856	777	597	625	616	504	506	468	431	396	364	335	308
金属類	9	8	10	9	7	4	4	4	4	3	3	3	2	2	2	2
びん類	35	34	31	25	20	4	6	6	5	3	3	3	3	3	3	3
古布類	1	1	3	1	1	0.4	0.7	0.6	0.5	0.0	1	1	1	1	1	1
①+②	11,061	10,611	10,468	10,336	9,878	9,816	9,597	9,639	8,916	8,764	8,595	8,368	8,147	7,935	7,734	7,537
事業系ごみ③ (トン)	3,740	3,667	3,699	3,701	3,969	3,718	3,894	3,963	3,954	4,029	4,273	4,338	4,404	4,472	4,540	4,610
可燃ごみ	3,668	3,599	3,631	3,628	3,879	3,653	3,830	3,896	3,893	3,967	4,206	4,273	4,342	4,411	4,482	4,553
不燃ごみ	31	32	32	39	57	33	27	28	23	21	24	22	20	19	17	16
生ごみ	41	36	36	34	33	32	37	39	38	41	43	43	42	42	41	41
総排出量(トン) ①+②+③	14,801	14,278	14,167	14,037	13,847	13,534	13,491	13,602	12,870	12,793	12,868	12,706	12,551	12,407	12,274	12,147
1人1日あたり量 (g)	783.4	760.5	757.9	755.6	746.9	736.2	737.1	747.3	708.8	711.4	721.0	720.2	717.7	719.9	720.7	721.9
うち家庭系ごみ	395.1	389.6	392.0	399.4	384.7	394.1	390.0	390.4	368.2	365.3	362.7	359.2	354.8	352.5	349.3	346.1